

72 有資格者が、新たに「社会教育士」の称号を得ようとしている?! どういうことか?!

堂本 彰夫

(1) ある種の朗報?であり、新しいカリキュラムの意義(効能?)と言える?!

さて、前号(71)とも関わって、新たに始まっている「社会教育主事講習(のカリキュラム)」であるが、その実施状況を冷静に眺めてみると、その受講者の中に、既に「社会教育主事」の資格を有している人が、「社会教育士」の称号を、新たに得ようとしていることが分かる! 昨年までの社会教育主事有資格者が、新しいカリキュラムの一部(「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の4単位)を履修すれば、改めて「社会教育士」の称号が名乗れるということでの動きであると思われるが、予想以上に、その数が多いように思われるのである!

尤も、これについては、直接には「北海道」の事例(前号で紹介)と、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター(通称「国社研」)の「B講習」の、「沖縄会場」での受講者名簿からの情報であるが、もし、このことが、他の講習会でも、同じような傾向であれば、ある種の朗報?であり、新しいカリキュラムの意義(効能?)ということも出来るのではないだろうか?!

と言うのも、それまでの「社会教育主事」の資格は、その職への「発令」の期間(基本的には、都道府県/市区町村の教育委員会事務局の職員として)にだけ有効となり、その職を離れたら、その職に就くことがない人にとっては、事実上は無用で、その限りにおいては、ほとんど意味のない資格となっていたと思われるのであるが(しかも、多くの人が、そのことを、ある種仕方のないものと受け止め、周囲も、そのことを、半ば当然のことにように眺めていた?)、「社会教育士」への上積み?履修を希望する人達は、そういうレベルでの意識や対応ではないと言えるからである?!

「社会教育主事(有資格者)」としての実力アップ、あるいは「ブラッシュアップ(復習?)」を望んでいるのか?それとも、今(あるいはこれから)の職場・活動場所において、自ら「社会教育士」を名乗り(あるいはそれを求められて)、業務・活動を行おうとするものなのかということであるが、いずれにしても、相応の「やる気」や「覚悟?」が、そこにはあるということである?!これが、朗報?でなくて、何と言おうか?!

ただし、もちろん、これは、新カリキュラムが始まったばかりの現象?であり、今後どのように推移していくのかは、まったくの未知数ではある?!だが、もし、それが、「社会教育士」への上積み?履修によって、どこ(の職場・活動場所)にいても、社会教育主事のような仕事や活動をしようとしている人達の思いやリアクションを示すものとしたら、今後の社会教育(行政)のあり方も、かなりいい方向で変わっていくのかもしれない?私は、ここでは、仮に、このような人達を「上積み?社会教育主事」と呼ぼうと思うが、彼らに、大いなる期待とエールを送りたいということである!

ちなみに、これからの「社会教育主事」の発令に際して、旧カリキュラムで取得している資格(任用資格)は、新しいカリキュラムの一部を、言わば追加履修しなければ、有効ではないという規定(指示?)でも出来たのであろうか?恥ずかしながら?、今の私には、よく分らないが、もし、そういうことであれば、もちろん、「社会教育士」への上積み?履修は、ある意味当然とはなる!果たして、真相はどのようなのか?知っている人がいれば、そっと?教えて欲しいものである(→今のところ、そういうしぼり?はないようである!)?!

(2) 「上積み?社会教育主事」と新たな「社会教育主事」「社会教育士」の違いは?

それはともかく、その「上積み?社会教育主事」を目指そうとしている人達の出現?は、これから新たに(初めて)発令を受けようとする場合に、新しい科目を履修していた方が、さらに力を発揮することが出来るという意欲(メリット?)を示すものであることは言うまでもない?!私は、そのことを、全面的に支持したいが、一方ではまた、そのことを、任命(発令)権者が望んで(課して)いるということかもしれない?!だが、そういうこととは無関係に、自らの学習(職能向上?)意欲で、それを目指すという意味では(その人の、言わば「生涯学習」の一環として!)、大いに評価されるものでもあるわけである?!そうなると、半ば必然的に?、社会教育主事(資格)のレベルアップにつながる?!否、周囲(世間)の注目度も上がる?!そんなことさえ思うのでもある?!

ということで、ここで敢えて、そのような「上積み?社会教育主事」と、これまでの「社会教育主事(有資格者)」や、これからの「社会教育主事」「社会教育士」の違いを考えてみると、たとえ、その人が有している旧?資格が、ある時期(古い時代?)の知識や技能(意識も含めて!)であったとしても、それらが、力強い土台となることは明らかであり、深いレベルでの社会教育(行政)の理解を有する、まさに、より即戦力のある社会教育主事あるいは社会教育士となることが出来る?!そして、それが、その人への、強い信頼へとつながっていく?!

とまあ、これは、かなりの持ち上げ(お世辞?)かもしれないが(尤も、これは、個人差のあることなので、これ以上は何とも言えない?)、いずれにしても、是非そうあって欲しいものではあるわけである!ただし、ここで、改めて注目されることは、履修科目の変化ということで、新たな科目となった「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」への理解力の違いである?!従来の「社会教育計画」が、そのような形で二分されたとも言えるが(「社

会教育特講」も、そこに投げ入れられたとも言える?)、その部分の違いと、その変更の意義(内容)の理解が、彼ら(「上積み?社会教育主事」)によって、さらに結実化されるのではないかということである?!

私からすれば、以前にも述べたかとは思いますが、要は、「社会教育経営論」は、従来の「社会教育主事」用、「生涯学習支援論」は、新たな「社会教育士」用、というように捉えられなくもないが(「社会教育演習」等を含めた全体の科目構成・講義内容からすれば、必ずしもそうとはいえないようではあるが?)、「社会教育経営(行政)」と「生涯学習支援」が、これまで以上に、多種多様に広がっていかねばいけないという点では、この双方の科目の有機的な設定(結合)は(社会教育行政だけが、生涯学習支援を行っているわけではないという観点も含めて!)、絶対に必要不可欠であるということは、絶対に押さえておかなければいけないことなのである?!それがまさに、新たな「学びのオーガナイザー」ということでもある?!

(3) 改めて、「上積み?社会教育主事」に期待するもの!「教育協働」という枠組みをいかに創れるか?

ところで、ここで改めて、社会教育主事(社会教育士)の立脚点は何かということを考えてみると、そこで前提とされている「社会教育(行政)」をどう捉えるかがポイントとなる!何故なら、その「社会教育(行政)」の概念(受け止め方)を変える必要もあるからである?!つまり、それが、教育(行政)/教育委員会(事務局)の所掌する「領域概念」のことであるのか?それとも、別なところ(首長部局等)で行われているものも、「社会教育(行政)」と言えるのか?実際には、既に「権限委譲」や「(一部)事務委託」によって、それが実現している!ということは、最早?「社会教育(行政)」は「機能概念」となったのか?その辺りを、どのように受け止めるかなのである?!

とにかく、資格(称号)には違いはないのであるが(同じ養成カリキュラムであるので当然である)、事実上は、両者には違いが出て来る!すなわち、職務(職名)、活動場所/立場によって、その専門性の発揮が違って来る!教育委員会事務局の「教育公務員(専門的教育職員)」としての「社会教育主事」(本来の位置づけ)と、教育委員会事務局以外の、他の職場/活動場所(指定管理施設や民間事業所等を含む)での「社会教育士(名乗るかどうかは別として!)」は、自ずと仕事(業務 or 立場)が違って来るのである!だから、その限りにおいて、これからは、単純に、「領域概念」としての「社会教育(行政)」(を前提とする)と言うことは出来ないのである?!

とは言え、同じ資格(専門性)であるわけではあるので、そこに「共通(共有)の何か」がないと、結局は、別な資格(専門性)ともなる?それでは、何のためのカリキュラム改革であったのか?そういうことにもなるのである?!ということで、ここでいう「共通(共有)の何か」とは何か?そこが問われるわけであるが、しかし、職務/活動は、前述のように、それぞれ違って来るわけであるので、その限りにおける「共通(共有)の何か」はなかなか見出せない?そこで見出したいのが、共通(共有)の思い、目標である!それが、「教育協働」の概念であり、その取り組みの枠組み(ネットワーク性/連携性)なのである!言い換えれば、仕事・活動の目標や意義の共有性なのである!

ちなみに、論理的には、「社会教育士」という土台(共通専門性)に基づいて仕事・活動を行うということになり、社会教育主事(という発令)は、教育委員会事務局(それに相当する部署も含めて)の専門的教育職員として、その資格(専門性)を発揮するということになる!しかし、法制度上は、残念ながら、そういうことにはなっていない(そこまでは、視野に入っていなかった?)?!だから、現時点では、当事者達が、そのことを自主的(意図的)に実現する必要があるということになる?!

改めて、大事なことは、双方の立場(職務)の社会教育主事有資格者(社会教育主事+社会教育士)が、いかに協力して、その力(専門性)を発揮するかなのである!この部分(専門性の中の専門性?)が共有されていなければ、社会教育主事と社会教育士の分離・並列(後者の独立?)が進み、挙句の果てには、「社会教育主事」は、さらに減っていく(否、消滅する?)?!ということで、そうならないためにも、「上積み?社会教育主事」に期待されるものは、どのような動機であっても、各人が、それに関して、何らかの明確な課題意識、あるいはやりたい業務・活動のイメージを有しているということである?!

そこで、それが、具体的にどういうものなのかということになるが、何はともあれ、そのこと自体が、大きな力(可能性)を有しているということではある!何故なら、これまでの資格取得は、往々にして、取らなければいけないからとか(特に、現職員としての人事異動に関わって!)、取り敢えずは、取れるものなら取っておこうということで(この場合は、大学での取得!私の経験からも、そう言える!)、そうしたということであった?!

そういう中で、たとえ「社会教育主事」に発令されなくても、全体として、その「社会教育主事+社会教育士」の総合力アップや問題意識の高度な共有が図られ、引いては、社会教育(行政)の存在意義や、その可能性を広げることにつながる?!人は、何らかの称号や公的に認められている資格や立場がなければ、なかなか社会的には動けないが、ある背中押しがあれば、多少でも歩を進めることができる?!要は、教員として、行政職員として、NPO等の専門スタッフとして、そして、各種の団体や事業所のスタッフとして、「上積み?社会教育主事」が、これまでの「社会教育主事(有資格者)」と新たな「社会教育主事+社会教育士」の連携・協力の結節点となって欲しいということである!それが出来るのである!頑張れ、「上積み?社会教育主事」!